

4 失業・失業保険・雇用調整

第 4-7 表 失業保険制度

Table 4-7: Unemployment insurance schemes

	日本	アメリカ（注 3）	イギリス
制度名	失業給付	連邦・州失業保険	求職者手当（JSA）
根拠法	雇用保険法（1974 年）	社会保障法（1935 年） 連邦失業税法（1939 年） 各州失業保険法	求職者法（1995 年）
被保険者	全雇用者。公務員は適用除外（被保険者数 4440 万人、2022 年 3 月末）（注 1）	州失業税を支払う事業主に雇われる者。多くの州が連邦失業税の課税対象（暦年のいずれかの四半期における賃金支払総額が 1500 ドル以上、又は 1 人以上の労働者を暦年で 20 週以上雇用する事業主）を州失業保険制度の対象事業主とする	原則として 18 歳以上。年金受給年齢未満のイギリス居住者（ただし、16 歳及び 17 歳の者については例外がある）
受給要件	基本手当： ①離職前 2 年間に 12 か月以上被保険者期間があること（注 2） ②ハローワークに来所し、求職の申込みを行い、就職しようとする積極的な意思があり、いつでも就職できる能力があるにもかかわらず、本人やハローワークの努力によっても、職業に就くことができない「失業状態」にあること ③自己都合による離職の場合には原則 3 か月間の給付制限がかかる ただし、5 年間のうち 2 回までは給付制限期間が 2 か月となる 高年齢求職者給付金： ・離職前 1 年間に 6 か月以上の被保険者期間があること ・上記②と同様	州毎に異なるが、一般的には事業主都合で解雇され、求職中の就労可能な失業者である。懲戒解雇者や自発的離職者（セクハラ被害、本人の病気、配偶者の転勤に伴う転居など、離職に正当な理由がある場合を除く）は対象とならない 主な要件は以下のとおり ・離職前に一定の雇用期間及び一定額以上の所得があること ・求職、再就職の能力、意思があること ・解雇又は就職拒否に関する欠格事由に該当しないこと	・仕事に就いていないこと（又は週平均労働時間が 16 時間未満） ・フルタイムの教育を受けていないこと ・就労可能であり、求職活動を積極的に行っていること ・過去 2 年度の間に、①いずれか 1 年について被用者として国民保険（注 4）料を 26 週分以上納付し、②両年度について被用者として国民保険料を 50 週分納付したか、又は免除を受けたこと ・受給中の活動計画に合意し、定期的に（2 週間に 1 度等）ジョブセンター・プラスに来所してアドバイザーとの面談を行うこと
給付水準	離職前賃金の 50 ～ 80 %（低賃金ほど率が高い。60 歳以上 65 歳未満の者については 45 ～ 80 %）	州毎に異なる。全米平均給付額は週 349.78 ドル（2021 年）	16 ～ 24 歳：週 61.05 ポンド 25 歳以上：週 77.00 ポンド（2022 年）

注 1) 2017 年 1 月より、65 歳以上の者も適用対象。

第 4-7 表 失業保険制度 (続き)

Table 4-7: Unemployment insurance schemes (cont.)

	日本 (続き)	アメリカ (続き)	イギリス (続き)
給付 期間	年齢、被保険者期間、離職の理由等により、90 日～360 日の間で決められる 倒産・解雇等により再就職の準備をする時間的余裕なく離職を余儀なくされた受給資格者（特定受給資格者）及び特定受給資格者以外の者であって期間の定めのある労働契約が更新されなかったこと、その他やむを得ない理由により離職した者（特定理由離職者）については、一般の離職者に比べ手厚い給付日数となる場合がある（注 5）	最短期間は州毎に異なり 1 週間から。最長期間は 26 週間。 失業情勢が一定水準以上悪化し、延長給付プログラムが発動した州では 13 週間、又は 20 週間を追加	最長 182 日
財源	給付総額の 2.5% を国庫負担（2017 年度からの限定措置）、残りが保険料 一般事業の場合、保険料は当該労働者の賃金総額の 1000 分の 13.5（2022 年 10 月から） ・労働者負担分：1000 分の 5 ・事業主負担分：1000 分の 8.5（このうち失業給付分は 1000 分の 5、雇用安定・能力開発事業分が 1000 分の 3.5）	保険料： 連邦失業税と州失業税の 2 つからなり、双方の財源を事業主が負担する。3 つの州を除き、被用者負担はない 連邦失業税率は 2011 年 6 月 30 日以降、年間支払賃金額の 6.2% から 6.0% へ変更。州失業税率は州ごとに異なる。連邦、州双方の税金を期日までに一括で支払えば、連邦失業税率は 5.4 ポイント減額され、0.6% となる	保険料： 賃金の 25.8% ・被用者：12.0% ・事業主：13.8% （2022 年 11 月～） 国庫負担：原則なし
管理 運営 機構	・中央：厚生労働省 ・地方：都道府県労働局、公共職業安定所	連邦労働省が管轄し、各州が制度の管理を運営する	雇用年金省が管理運営し、同省所管のジョブセンター・プラスが給付業務を担う

注 2) ただし、倒産・解雇等により離職を余儀なくされた受給資格者（特定受給資格者）、期間の定めのある労働契約が更新されなかった者やその他やむを得ない理由により離職した者（特定理由離職者）については、離職前 1 年間に 6 か月以上の被保険者期間があること。

3) 新型コロナウイルス感染拡大に伴う経済危機対策として、2020 年 4 月～21 年 9 月 6 日の期間、特例・加算支給の措置を講じた。主な内容は次のとおり。連邦パンデミック失業補償 (FPUC) = 週 600 ドル (2020.8 ～週 300 ～400 ドル、2020.12 ～週 300 ドル) の加算支給、パンデミック失業支援プログラム (PUA) = ギグ・ワーカー、自営業者らを対象にした特例給付、パンデミック緊急失業補償 (PEUC) = 受給資格満了者に対する最大 53 週間（当初は最大 13 週間）の延長給付。

4) 失業者や就労困難者向けの拠出手当、公的年金等を含む単一の社会保険制度。

5) 高年齢求職者給付金については、被保険者期間が 1 年以上の場合 50 日分、1 年未満の場合 30 日分を一時金として支給。

4 失業・失業保険・雇用調整

第 4-7 表 失業保険制度 (続き)

Table 4-7: Unemployment insurance schemes (cont.)

	ドイツ	フランス
制度名	失業給付 I (Arbeitslosengeld I)	雇用復帰支援手当 (ARE)
根拠法	社会法典第 3 編 (SGB III)「雇用促進」 (Arbeitsförderung)	労働法典 L5422-1 条及び 2011 年 5 月 6 日の 労使協定
被保険者	原則として法定老齢年金の支給開始年齢未満で、 加入対象となる賃金労働者と職業訓練者	民間の賃金労働者
受給要件	基本手当： ・ 職業に就いていないこと又は雇用されている場合は就労時間が週 15 時間未満であること ・ 求職活動を行い、職業紹介に応じうる状態であること ・ 離職前 30 か月において通算 12 か月以上保険料を納付していること ・ 公共職業安定所に失業登録をしていること	・ 失業保険制度に一定期間加入 53 歳未満： 離職直前 24 か月間で 130 日 (910 時間) 以上 53 歳以上： 離職直前 36 か月間で 130 日 (910 時間) 以上 ・ 就労活動に必要な身体能力があること ・ 雇用局 (Pôle emploi) に求職者として登録されていること ・ 求職活動を実際に、かつ継続的に行っていること (注 6) ・ 原則として、年金支給開始年齢未満であること
給付水準	従前の手取賃金 (法律上の控除額を差し引いた前職の賃金) の 60% (扶養する子がいる場合は 67%)	給付額 (日額) は離職前の賃金 (月額) 及び勤務形態 (フルタイム、パートタイム等) に基づいて算定。フルタイム労働者の場合、以下のいずれかによる ・ 1198.95 ユーロ未満： 支給額 (日額) は、離職前の賃金 (月額 ÷ 30 日) の 75% ・ 1198.95 ～ 1313.18 ユーロ未満： 支給額 (日額) は、30.42 ユーロの定額 ・ 1313.18 ～ 2221.03 ユーロ未満： 支給額 (日額) は、離職前の賃金 (月額 ÷ 30 日) の 40.4% + 12.47 ユーロ ・ 2221.03 ～ 13712 ユーロ未満： 支給額 (日額) は、離職前の賃金 (月額 ÷ 30 日) の 57% (2022 年 7 月改正)

注 6) 求職活動は、再就職活動の指針となる「個別就職計画」(PPAE : Projet Personnalisé d'Accès à l'Emploi) にしたがって行う。

第 4-7 表 失業保険制度 (続き)

Table 4-7: Unemployment insurance schemes (cont.)

	ドイツ (続き)	フランス (続き)
給付 期間	離職前 5 年間に於ける被保険者期間と申請時の満年齢に応じて、6 か月間から 24 か月間の給付を受けることが可能	53 歳未満： 4 か月 (122 日) ～ 24 か月 (730 日) 53 歳以上 55 歳未満： 4 か月 (122 日) ～ 30 か月 (913 日) 55 歳以上： 4 か月 (122 日) ～ 36 か月 (1095 日) 62 歳以上の受給者で、満額老齢年金を拠出期間不足で受給できない者は、最長 67 歳までに受給可能となる
財源	保険料：労使折半。 原則賃金の 2.4% (2022 年 12 月まで) 2.6% (2023 年 1 月から)	保険料： 総賃金の 4.05% (2022 年) ・事業主：4.05% 国庫負担： 2019 年より被用者負担が廃止され、社会保障目的税である一般社会拠出金 (CSG) (労働者負担) から拠出されている。その割合は 2019 年には 37.5% だった
管理 運営 機構	連邦労働社会省が監督し、連邦雇用エージェンシーが運営。保険料徴収は疾病金庫が実施	雇用局 (Pôle emploi)
備考	失業保険給付の給付終了後なお失業している生活困窮者等に対して、連邦政府が支給する失業給付 II 制度がある (p.274 第 9-8 表 公的扶助制度・支援政策等参照)	失業給付の受給期間を満了した長期失業者などを対象とした連帯特別手当制度がある (p.276 第 9-8 表 公的扶助制度・支援政策等参照)

出典： 日本：厚生労働省及びハローワークウェブサイト
 アメリカ：労働省ウェブサイト (<https://oui.doleta.gov/unemploy/>)
 イギリス：Gov.uk ウェブサイト
 ドイツ：労働社会省 (BMAS) 及び連邦雇用エージェンシー (BA) 等ウェブサイト
 フランス：雇用局 (Pôle emploi)、政府公共サービス、全国商工業雇用協会 (UNEDIC) 等ウェブサイト